

3～5歳児の保護者の皆様へ

令和元年10月から、保育料が無償化されます

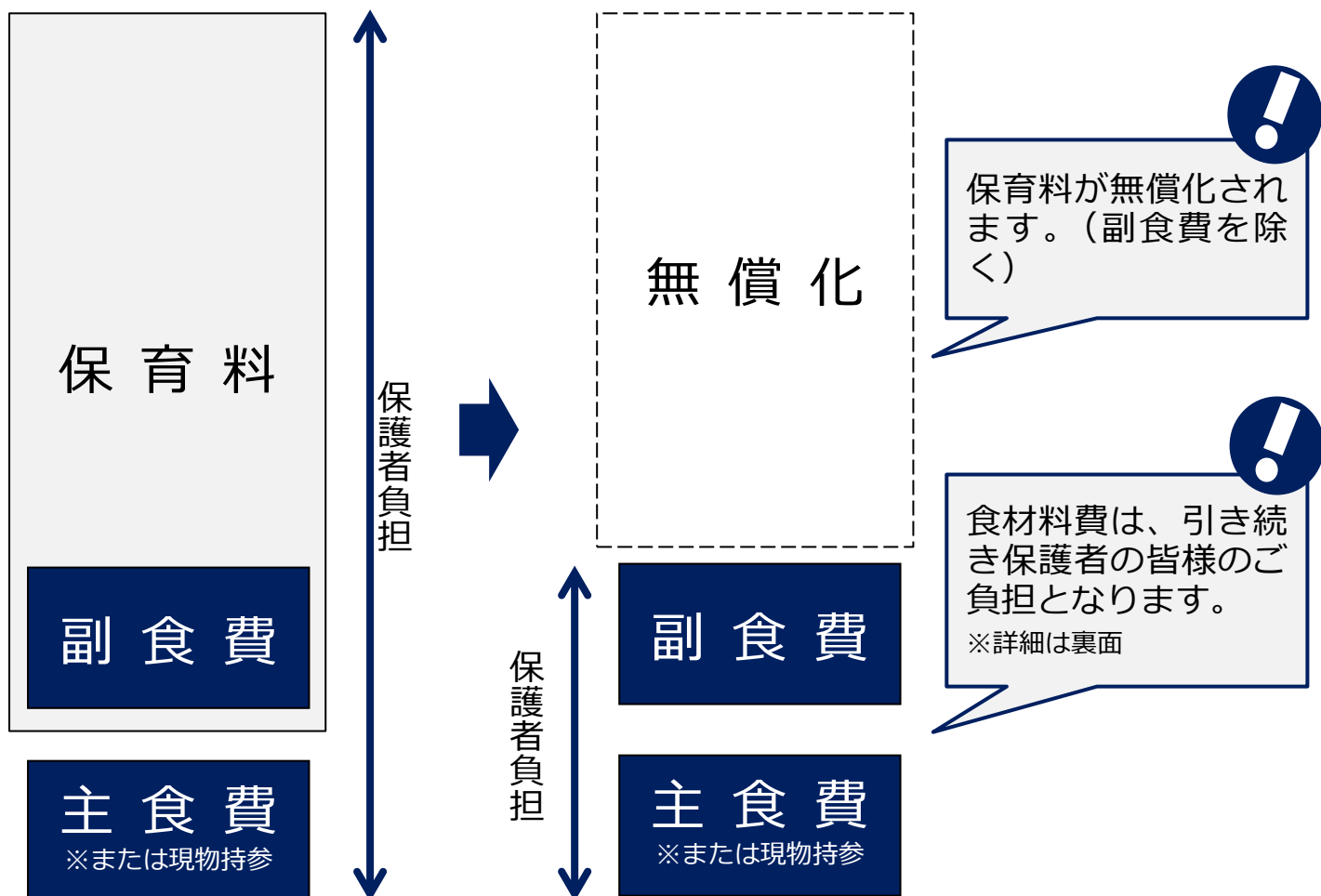
令和元年10月より、3～5歳児のお子様については**保育料が無償化**されるため、市にお支払いただく必要がなくなります。

保育所の給食の材料に係る費用（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

※詳細は裏面をご覧ください。

令和元年9月まで

令和元年10月から



※一部の世帯については**副食費**が免除になる場合等がありますので、対象者には別途ご連絡いたします。

お問い合わせ先

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

電話番号:011-211-2986 ファクス番号:011-231-6221

▶令和元年9月までの3～5歳児の食材料費

主食（お米など）分：直接保育所にお支払い、または現物持参

副食（おかず）分：（保育料の一部として）市を通じて、保育所にお支払い



▶令和元年10月からの3～5歳児の食材料費

令和元年10月に幼児教育・保育は無償化されますが、食材料費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則となります。今後は、**主食分（現物持参は除く）と副食分の食材料費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなります**ので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

